

財務省告示第三百六十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年九月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一七・九五トン
三	三トン
四	一、八四八トン
五	七九四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二三六トン	三七一トン	五、八九五トン	三九、六五トン	一七、四五六トン	四六四トン	三四九、九五四トン	六三、七八七トン	二、三五、一七四トン	二二、五七二トン	二、八 トン	一、三七五トン	一四、九三三トン	・九一トン	トン	四トン

二九	六 九 ト ン
二八	ト ン
二七	五、 一 六 一 ト ン
二六	六 三 三 ト ン
二五	ト ン
二四	九 ト ン
二三	二、 四 一 二 ト ン
三三	五 七 ト ン
一一	一 六、 八 七 六 ト ン